

令和3年分政党交付金の変更決定

令和3年10月31日に第49回衆議院議員総選挙が執行されたことに伴い、政党助成法の規定に基づき、政党交付金の交付を受けようとする8政党から、選挙基準日(※)現在における各政党の組織等に関する事項について届出がありました。

この届出に基づき、各政党へ交付すべき政党交付金の額について、本日、変更決定を行いました。

※ 総選挙の期日の翌日又は当該選挙により選出された衆議院議員の任期の初日のうちいずれか遅い日。

今回は選挙期日の翌日の11月1日。

令和3年11月1日(選挙基準日)現在における政党の届出に基づく各政党への政党交付金の変更決定額は、以下のとおりです。

自由民主党	16,947,809,000円
立憲民主党	6,883,941,000円
公明党	3,007,992,000円
日本維新の会	1,922,451,000円
国民民主党	2,349,718,000円
れいわ新選組	181,538,000円
社会民主党	309,700,000円
NHKと裁判してる党 弁護士法72条違反で	170,534,000円

(注1) 政党の記載順は、令和3年11月1日現在の各政党からの届出による所属国会議員数順によるものです。

(注2) 令和3年分政党交付金の1回目から3回目の交付は、4月20日、7月20日及び10月20日に、それぞれ行われています。

(注3) 変更決定に係る上記の各政党交付金については、政党からの請求に基づき、4回目の交付分として、変更決定額から4月、7月及び10月の既交付額を控除した額が12月20日に交付されます。

(注4) 「NHKと裁判してる党弁護士法72条違反で」は、令和3年7月21日に現在の名称に党名を変更しました。

(連絡先)

自治行政局選挙部政党助成室

担当：中野補佐、山北係長

電話：(代表) 03-5253-5111

(直通) 03-5253-5582

(E-mail) senkyo.shikin@soumu.go.jp

(注) 迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。

令和3年分政党交付金変更決定額の増減

(単位:千円)

政 党 名 (略 称)	変更決定額 令和3年11月1日(選挙基準日)現在		当初決定額 令和3年1月1日(基準日)現在		増 減 額	
	(A)	比率(%)	(B)	比率(%)	(A) - (B)	増減率(%)
自 由 民 主 党 (自 民 党)	16,947,809	53.34	17,021,636	53.57	△ 73,827	△ 0.4
立 憲 民 主 党 (民 主 党)	6,883,941	21.67	6,889,389	21.68	△ 5,448	△ 0.1
公 明 党 (公 明)	3,007,992	9.47	3,005,417	9.46	2,575	0.1
日 本 維 新 の 会 (維 新)	1,922,451	6.05	1,817,377	5.72	105,074	5.8
国 民 民 主 党 (民 主 党)	2,349,718	7.40	2,400,722	7.56	△ 51,004	△ 2.1
れ い わ 新 選 組 (れ い わ)	181,538	0.57	160,179	0.50	21,359	13.3
社 会 民 主 党 (社 民 党)	309,700	0.97	312,283	0.98	△ 2,583	△ 0.8
NHKと裁判してる党 弁護士法72条違反で (NHK 党)	170,534	0.54	166,679	0.52	3,855	2.3
合 計	31,773,683	100.00	31,773,682	100.00		

(注1) 表中の政党の記載順は、令和3年11月1日現在の各政党からの届出による所属国会議員数順によるものです。

(注2) 各欄の比率及び増減率は表示単位未満四捨五入のため、合計と一致しません。

(注3) 「NHKと裁判してる党弁護士法72条違反で」は、令和3年7月21日に現在の名称に党名を変更しました。